

石垣市もの忘れ相談シートの運用について

1. 目的

石垣市の要介護・要支援の認定を受けている方の約7割が認知症高齢者自立度Ⅱ以上のなんらかの日常生活に支障をきたすような認知症症状がみられる状態にある。新オレンジプランでは、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるような地域づくりが必要であると示されている。

認知症の症状や進行状況に合わせた医療や介護の支援を受けられるように、早期診断、早期介入が必要である。しかし、本人やご家族にとっては、かかりつけ医にうまく相談ができないという課題があることがわかった。

認知症の早期診断、早期介入をめざすため、家族や在宅介護を支えているケアマネージャーなどが、かかりつけ医に相談ができるシステム作りを目的とし、「石垣市もの忘れ相談シート」を運用する。

2. 利用する対象者

物忘れ等の不安があることをかかりつけ医に相談ができておらず、未診断・未治療の方

3. 運用方法

① 使用様式

- ・石垣市もの忘れ相談シート
- ・医師用 もの忘れ相談返信シート

② 運用の流れ

- (1) ケアマネージャーや地域包括支援センターに本人または家族から認知症が疑われる症状について相談があり、そのことをかかりつけ医に相談ができていない場合、本人または家族に医療への相談の必要性を説明し、「石垣市もの忘れ相談シート」に沿って情報収集し、情報提供の同意を確認する。かかりつけ医もしくはかかりつけ医がいない場合は本人または家族と相談して決めた医療機関に「石垣市もの忘れ相談シート」を使用して相談する。その後の情報共有のために「医師用 もの忘れ相談返信シート」を添えて持参する。

※可能であれば、受診時に本人の状況を把握している人（家族やケアマネージャー）の同席があると効果的な相談ができる。同席が難しければ、受診前に前もって医療機関に情報共有のために電話連絡やもの忘れ相談シートの持参ができるといい。

- (2) 対象の方が受診後、医師からもの忘れ相談シートの発信元である支援者へ、情報共有を行う。必要であれば、「医師用 もの忘れ相談返信シート」を活用してもらう。

4. もの忘れ相談シートの連携フロー図

- 認知症専門医療機関の受診が必要な場合 ①→②→③→④の手順になる。
- 認知症専門医療機関の受診が不要な場合 ①→④のみの手順になる。

